

平成29年1月1日以後、政令市在住の方が寄附をすると寄附金税額控除（※）の額が昨年と異なる場合が生じます

※ 地方税法第37条の2第1項第3号若しくは第4号又は同法第314条の7第1項第3号若しくは第4号の規定に基づき、県又は市町村が条例に基づいて指定する寄附金に係る寄附金税額控除のことです。

【見直しの概要】

区 分		見直し前	見直し後
寄 附 金 税 額 控 除 の 計 算 方 法	個 人 県 民 税	(寄附金額－2千円) × <u>4%</u>	(寄附金額－2千円) × <u>2%</u>
	個 人 市 民 税	(寄附金額－2千円) × <u>6%</u>	(寄附金額－2千円) × <u>8%</u>

(注) 表中の「寄附金額」は、寄附した金額の合計額と総所得金額等の30%のいずれか低い金額となります。

【参考1】

県費負担教職員の給与負担事務について道府県から政令市への移譲に伴う税源移譲が行われ、政令市在住の方の個人住民税所得割の税率を次のとおり見直しました。

税 率	見直し前
個人県民税	<u>4%</u>
個人市民税	<u>6%</u>



見直し後
<u>2%</u>
<u>8%</u>

※ 見直し後も合計税率は10%のままです。

この見直しに伴い、税額控除の計算方法も見直しました。これらの見直しは、平成30年度分以後の個人住民税から適用となり、平成29年1月1日以後に行われた寄附から対象となります。

※ 参考として、寄附金税額控除額のイメージを次のページに記載します。

【寄附金税額控除額のイメージ】

寄附金税額控除の対象となる寄附金は、条例に基づき、県又は政令市が指定します。そのため、県とお住まいの政令市の両方が指定している場合と、いずれか一方のみ指定している場合があります（**寄附先の団体に対して寄附金の指定状況をご確認ください。**）。

寄附先の団体が、県又は政令市において受けている指定の状況に応じて、寄附金税額控除額は以下のとおりとなります。

寄附金税額控除の対象とする旨の県又は政令市の指定			12,000円を寄附した場合の税額控除額			
				見直し前	見直し後	増減
ケース①	県	指定	県民税	400円	200円	全体の控除額は変わりません。
	政令市	指定	市民税	600円	800円	
ケース②	県	指定	県民税	400円	200円	▲200円
	政令市	—	市民税	—	—	
ケース③	県	—	県民税	—	—	
	政令市	指定	市民税	600円	800円	+200円

※ ケース②のような例が生じることがありますので、ご注意ください。

【参考2】 指定寄附金に係る地方税法の規定

ア 地方税法第37条の2第1項（抜粋）

第3号 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

第4号 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

イ 地方税法第314条の7第1項（抜粋）

第3号 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

第4号 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）